

5 安全なきのこ等

特用林産物の供給

きのこ等特用林産物の出荷制限、解除の状況

きのこや山菜等を出荷・販売するには、放射性セシウム濃度が一般食品の基準値(100Bq/kg)を下回る必要があります。2023年3月31日現在、全国の14県196市町村で、原木しいたけ、野生きのこ、たけのこ、くさそてつ、こしあぶら、ふきのとう、たらめ、ぜんまい、わらび等22品目の特用林産物の出荷制限が指示されています。原木しいたけについては2023年3月31日現在、6県93市町村で出荷制限が指示されていますが、このうち「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」を活用した栽培管理の実施により基準値を超えるきのこが生産されないと判断された6県66市町村で、ほだ木のロット単位(原木の仕入先や植菌時期ごとのまとまり)での出荷が認められるなど、生産の再開もみられます。

林野庁では、きのこ等生産者の生産継続・再開に向け、きのこ原木の安定供給等の支援を行っています。また、野生きのこ・山菜等の出荷制限の解除も円滑に進むよう、2015年11月に、検査方法や出荷管理を整理した「野生きのこ類等の出荷制限解除に向けた検査等の具体的運用」を発表しました。それ以降、出荷制限の解除が少しずつ進んでいます。

なお、2021年度から野生きのこの出荷及び摂取が制限されている市町村より産出されるまつたけについて、非破壊検査により安全が

確認されたものが出荷できるようになり、2022年3月からは皮付きたけのこ、2023年3月にはなめこ、ならたけ、むきたけにも同様の仕組みが適用されるようになりました。



写真1

2021年から福島県林業研究センターにおいて非破壊検査を実施。安全が確認されたまつたけは鮮度保持袋に封入し検査済証を貼付して出荷者に返納。



写真2

放射性セシウム濃度の測定検査の様子
資料：福島県森林・林業・緑化協会 HP「きのこの振興(きのこ振興センター)」

福島県内で出荷・販売を目的に生産または採取されるきのこや山菜は、安全性を確認するための検査を実施しています。※生産されたきのこ等が、一般食品の放射性セシウムの基準値を上回ることのないよう、適切な栽培管理が行われています。

きのこ・山菜の放射性物質のモニタリング

福島県では、県内での出荷・販売を目的に、生産または採取されるきのこや山菜の安全性を確認するため、放射性物質のモニタリング検査を行っています。結果は福島県ホームページ「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」で随時公開されています。

栽培きのこの生産については、生産者ごとに、きのこ発生前の資材(ほだ木や菌床等)に含まれる放射性セシウム濃度が測定され、国が定める当面の指標値※(原木・ほだ木が50Bq/kg、菌床が200Bq/kg)以下であることが確認されています。その後、出荷前にきの

このモニタリング検査が実施され、一般食品の基準値(100Bq/kg)以下であることが確認されています。

野生きのこ、山菜については、出荷開始前の早い時期にモニタリング検査を実施しています。2022年度は、きのこ・山菜79品目について検査が行われました。これまでの検査結果は表のとおりで、2016年以降、基準値超過は非常に低頻度になっています。

※発生したきのこが食品の基準値を超過しないために、国が定めたほだ木や菌床の指標値。原木・ほだ木は50Bq/kg、菌床は200Bq/kg

	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
検査件数	1,083	1,180	1,457	1,564	1,562	1,832	2,111	1,733	1,942	1,780	1,402	1,125
基準値超過	127	90	80	25	7	2	1	1	0	1	2	0

表 きのこ・山菜のモニタリング検査結果

(注) 検査の結果、基準値を超過した場合には、出荷制限等により出荷されることはありません。
資料：福島県 HP 福島復興情報ポータルサイト「これまでのモニタリング検査結果【年度別集計】」を基に作成

安全なきのこの出荷に向けた取組

林野庁は2013年10月に「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」を策定し、原木きのこが一般食品の基準値(100Bq/kg)を超えないための栽培管理方法を示しました。

■ 必須工程

- 原木・ほだ木の購入時の放射性セシウム濃度の確認と管理
- 発生前のほだ木の管理(放射性物質の検査等)
- 指標値を超えた原木・ほだ木の廃棄・再検査
- 安全性を確認するための発生したきのこの検査 等

■ 放射性物質を低減するための重要工程

(状況に応じて実施)

- 原木・ほだ木の洗浄
- ほだ場など作業場所の空間線量率の測定
- ほだ場など作業場所の環境整備 等

ガイドラインを基に、都県では、出荷制限の状況、空間線量率などを勘案して、地域の実情に応じた取組事項が選択できるチェックシートを作成しています。福島県が作成した「福島県安心きのこ栽培マニュアル」には、栽培環境に応じた対策が整理されており、生産工程が管理できるようになっています。この工程に基づき生産されたうえで、さらに一般食品の基準値を下回っていると確認できたきのこだけが、出荷を認められています。



写真1 きのこ原木の放射性セシウム濃度検査



写真2 シートで被覆



写真3 地面と接触しないようシートを設置

きのこ原木の需給調整

東日本大震災以前のきのこ原木は、福島県から多く調達されていたため、多くの県できのこ原木の安定調達に影響が生まれました。

林野庁では、2011年度から有識者、生産者、流通関係者等から成るきのこ原木の安定供給検討委員会を開催し、きのこ原木の需要者と供給者とのマッチングを行っています。マッチングが必要なきのこ原木量は長期的には減少傾向

にありましたが、2021年以降再び増加傾向に転じています(図)。また樹種別に見ると、クヌギは供給可能量が供給希望量を上回っている一方、コナラは供給希望量が供給可能量を上回っており、需給に差が生じている状況です。

林野庁では、引き続き供給希望量の多いコナラを主体に、供給可能量の掘り起こしを行うとともに、今後もきのこ原木のマッチングを推進していきます。

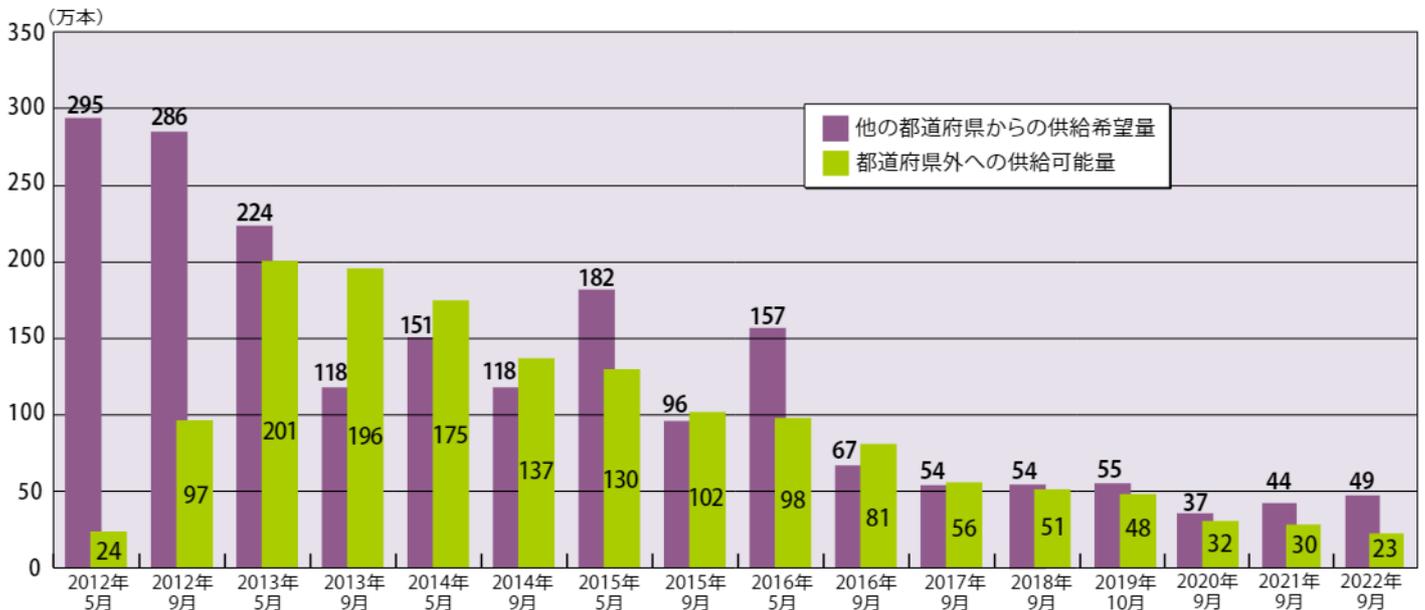


図 きのこ原木の需給状況

注：月末時点の数値

資料：林野庁「2018年度及び2022年度森林・林業白書」を基に作成